

注 平成13年12月から改正経過を注記した。

改正

平成10年6月26日条例第26号

平成11年9月28日条例第26号

平成13年12月21日条例第32号

平成14年3月28日条例第16号

平成19年6月28日条例第29号

平成21年12月28日条例第22号

平成26年9月30日条例第43号

伊丹市立児童くらぶ条例

(設置)

**第1条** 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8第1項の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行うため、伊丹市立児童くらぶ(以下「児童くらぶ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 児童くらぶの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(入所資格)

**第3条** 児童くらぶに入所できる児童は、次に掲げる要件を備える者とする。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 市内の小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校をいう。)又はこれに準ずる学校に在学していること。

(3) 保護者(児童に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは未成年後見人をいう。以下同じ。)の就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な保育を受けられないこと。

(入所の許可)

**第4条** 児童を児童くらぶに入所させようとする保護者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、条件を付することができる。

(延長保育)

**第5条** 市長が必要と認めて児童くらぶの開所時間を延長して保育を行う場合は、前条の入所許可

を受けた保護者は、市長の承認を受けて当該延長に係る保育を利用することができる。

- 2 市長は、前項の延長に係る時間帯においても継続して児童が第3条第3号に該当する状態であると認めるときは、前項の承認をするものとする。

(育成料)

**第6条** 第4条の入所許可を受けた保護者は、育成料として児童1人につき月額6,200円を納付しなければならない。

- 2 前項の育成料のほか、前条第1項の承認を受けた保護者は、当該保育に係る育成料として、児童1人につき月額1,800円を納付しなければならない。

(育成料の減免)

**第7条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の育成料を減免することができる。

(育成料の還付)

**第8条** 既納の育成料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入所許可の取消し等)

**第9条** 市長は、次の各号の一に該当するときは、入所の許可を取り消し、又は入所を停止することができる。

- (1) 保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 保護者が偽りその他不正な行為により、入所の許可を受けたとき。
- (3) 児童が第3条に規定する入所資格を喪失したとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年6月26日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成11年9月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成13年12月21日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年 3 月28日 条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の伊丹市立児童くらす条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった育成料については、なお従前の例による。

付 則（平成19年 6 月28日 条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年12月28日 条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市立児童くらす条例第 6 条第 1 項の規定は、平成22年度以後の年度分の育成料について適用し、平成21年度分までの育成料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 この条例による改正後の伊丹市立児童くらす条例第 5 条第 1 項の承認に係る手続は、この条例の施行前においても、行うことができる。

付 則（平成26年 9 月30日 条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

（1）付則第 4 項の規定 公布の日

（2）第 1 条の改正規定 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日

（経過措置）

- 2 平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間におけるこの条例による改正後の伊丹市立児童くらす条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条第 2 号の規定の適用については、同号中「学校に」とあるのは、「学校の第 1 学年から第 4 学年までに」とする。

3 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における改正後の条例第3条第2号の規定の適用については、同号中「学校に」とあるのは、「学校の第1学年から第5学年までに」とする。

(施行前の準備)

4 この条例の施行の日において市内の小学校又はこれに準ずる学校の第4学年に在学することとなる者に係る改正後の条例第4条第1項の許可に係る手続及び改正後の条例第5条第1項の承認に係る手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 別表

名称	位置
伊丹市立伊丹児童くらぶ	伊丹市船原1丁目1番1号
伊丹市立稲野児童くらぶ	伊丹市昆陽1丁目175番地
伊丹市立南児童くらぶ	伊丹市御願塚2丁目6番1号
伊丹市立神津児童くらぶ	伊丹市森本1丁目8番地の1
伊丹市立緑丘児童くらぶ	伊丹市高台2丁目14番地
伊丹市立桜台児童くらぶ	伊丹市中野西4丁目100番地
伊丹市立天神川児童くらぶ	伊丹市荒牧南3丁目17番12号
伊丹市立笹原児童くらぶ	伊丹市南野6丁目5番33号
伊丹市立瑞穂児童くらぶ	伊丹市瑞穂町3丁目50番地の1
伊丹市立有岡児童くらぶ	伊丹市伊丹7丁目1番1号
伊丹市立花里児童くらぶ	伊丹市寺本3丁目135番地
伊丹市立昆陽里児童くらぶ	伊丹市山田2丁目1番2号
伊丹市立摂陽児童くらぶ	伊丹市昆陽南2丁目1番55号
伊丹市立鈴原児童くらぶ	伊丹市御願塚6丁目3番1号
伊丹市立荻野児童くらぶ	伊丹市荻野2丁目11番地
伊丹市立池尻児童くらぶ	伊丹市池尻6丁目221番地
伊丹市立鴻池児童くらぶ	伊丹市鴻池4丁目4番5号